

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成21年10月15日(木) 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 福島県庁本庁舎2階 第201会議室

3 出席者

(1) 福島県環境影響評価審査会 9名

(2) 福島県(事務局) 5名

(3) 傍聴者 9名

4 議事 ((仮称) C E F 福島黒^{くろぼっけ}佛木ウインドファーム事業環境影響評価方法書) について)

議事の「(仮称) C E F 福島黒佛木ウインドファーム事業環境影響評価方法書」について、資料に基づき事務局から説明を行った後、審議が行われた。発言要旨は以下のとおり。

(議長) 早速、審議に入りたいと思います。ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

前回の「(仮称) C E F 福島檜葉ウインドファーム事業環境影響評価方法書」の審査意見を踏まえて、なるべく重複をしないように、かつ、効率的な議論をしようということで、事務局のほうで御配慮いただいてこのようにまとめていただいたわけですが、ただ、総括事項の部分と、その他の部分のところに少し重複が見られます。

例えば総括的事項の(6)番、これは川内村から出ている意見。それから明確でない表現として(4)番の「環境影響評価を行う地点、区域をより広範囲に設定すること」といった場合の、どこまでの範囲を設定すればよいのかという、分かりにくいところがあります。今、御説明があった5分の4ページ目のところ、環境影響評価項目及び手法の(5)景観の「事業予定区域は、周辺から広く視認される条件に・・・」は、厳しい条件もあって総括的事項と重複していますが、その辺については大丈夫でしょうか。

総括的事項(6)番の川内村の水資源の問題も環境影響評価項目及び手法(2)番の水質のところきちんと出ていますし、それから土砂流出についても、重複している状況にあります。慎重を期して、総括的事項と個別事項に分けて2つ書いてあるということだと思っています。

(委員) まず、知事意見に盛り込む内容案の5分の4ページ、これは(仮称) C E F 福島檜葉ウインドファーム事業とか会津若松ウインドファーム事業のときにも申し上げていると思いますけれども、環境影響評価項目及び手法の(3)番の動植物についてのオの2段落目のコウモリの調査について、いろいろ調査されるので分かると思いますし、ヤマコウモリしかいないとするとあまり大きなコロニーはないのかもしれませんが、一応、これまでもコロニーの調査

をするようにと入れてもらっていますので、オの2段落目、特にコウモリ類の調査は、以下に「周辺のコロニー分布情報を集めるとともに」と入れていただくと、より分かりやすいと思います。つまり、普段の情報ですね。コロニーの分布情報を、ある程度は文献等に出ていると思いますので、それをに入れていただく。「コウモリ類の調査は」の後に「周辺のコロニー分布情報を集めるとともに生息状況を」云々と、あとは文章がつながるということですね。

その最後の行に「頻度等を選定すること」とありますけれども、何の頻度か分からないので、調査頻度と「調査」を入れてもらったほうがよいと思います。

それから、最後のページ、5分の5頁のところですが、環境影響評価項目及び手法の(6)番の人と自然の触れ合いの活動の場について、これは経過のところは前回も私いろいろ質問しましたけれども、檜葉のほうですね。なかなかよく分からないところがあるのですけれども。2行目の「影響についても評価を行うこと」とあるのですけれども、人々に対する何の影響かというのが、これはまだ依然として何かちょっとはつきりしていない。結局、前の論議でもそうなのですから、人々が近寄ってきたことに対する直接的影響なのか、そこを訪れた人が楽しむことに対する影響か、どちらか分からないのですね。直接的というのは、振動とか騒音とかということですが、これはどちらかをねらっているのかということがちょっと分からないので、これは県のほうに聞いたほうが早いかなと思うのですけれども。

(議長) 取り敢えず、その2点でよろしいでしょうか。今、委員からあった話は、繰り返しませんけれども、5分の4頁のところ、ここに「周辺のコロニー分布情報を集めるとともに」を入れて、それから頻度の前に「調査」を入れるという修正をしたらどうかという、そのほうがわかりやすいということですね。これは環境影響評価項目及び手法の(6)番の人と自然の触れ合いの活動の場については、前回もそうなのですが、どちらを対象としているのかということについて事務局がまとめるにあたっては、何か対象区分を持っておられるのでしょうか。

(事務局) 事務局といたしましては、前回の審査会で委員から、御説明をいただきまして、そのときの意見では、周辺の方々が山菜採りなどに来られたときなどの直接的な影響というふうに想定して意見をまとめさせていただいています。訪れた人による影響というのは、例えば、水質に関する部分は、汚水の処理などがありますので、そういった部分の意見として、知事意見に盛り込む内容(案)として入れさせていただいているということがございます。

(議長) そうすると、これはあくまでも、電磁波障害とか騒音障害とかが、事業実施区域周辺に入ったときに、いわばそういう障害が起こらないように注意しなさいというふうに理解するということですね。

(事務局) はい、そうです。そのように整理させていただいて書かせていただいています。

(議長) これは人と自然の触れ合いの活動の場ということですから、基本的には、例えばウインドファームができて、そこに人が来てもらって、それでいろんな地域が汚染されるということではないということですね。いかがでしょう。そういうことであれば理解できるので、よろしいかと思うのですが。

(委員) そういうことだということで結構ですけれども。

(議長) ただ、この辺も明確に、分かるように書いておいたほうがいいのかもありませんね。あいまいになっていますので、人と自然との触れ合いという意味では、人が近寄ったときに障害にならないようにという意味でのことだということ。

いかがでしょう、そのほかありますか。総括的事項の(6)番に天然林の話がありますが、この辺については、先生、個別に何か入れておくことはありますか。例えば保全しておくべき森林が、事業区域内にあるかどうかとか、その辺は大丈夫でしょうか。

(委員) ちょっと見ただけですけれども、事業実施区域の周辺は、相当かなり昔から伐採が入っていますが、天然林といっても二次林で、それほど特徴的な植生があるということではありません。

(議長) いかがでしょう。そのほかありますか。

(委員) これらの影響というような、表現がはっきりしない例なのですが、5分の2頁の上から3行目、「川内村のイメージ戦略からかけ離れているとの指摘があることから、これらについて評価」、これを見ますと、水源としての環境が保たれるかということと、土砂災害への保全が十分行われているかということ、これを見ますとイメージ戦略からかけ離れているけれども、これは景観ということと同じではないかというふうに思いますが、これはどうなのでしょう。もしこれを景観にするならば景観の事項がありますので、こちらのほうに集約されてもいいかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

(議長) 事務局、いかがでしょうか。

(事務局) 特に、今お話しいただきましたうち、大きく3つのこと、それを「これらについて」という、まさにそのとおりまとめて指す言葉として使わせていただきました。そのうちの最後の「川内村のイメージ戦略」という部分なのですが、これは川内村長から提出されました村としての意見に記載されている言

葉であります。このイメージ戦略という部分は、景観の部分もあるでしょうし、村が対外的な、ほかの市町村なり、ほかの地域、都会とか、そういうところから感じるイメージもどうも含まれていると。全体的にはもっと、景観だけではなくて広いイメージだというふうに聞いております。ですので、ここにつきましては、確かに具体性にちょっと欠ける言葉というふうな認識は事務局でも持っておりますが、ここはよく、逆に村ともよく事業者の方に話をさせていただいて、こういった部分の中身にまでも言及して評価を行っていただきたいというふうなことで整理させていただいて、書かせていただいたということでございます。

(委員) こういう表現でも、実際、事業者に混乱は生じないというふうに考えてよろしいですか。

(議長) 事業者がこの知事意見をもらったときに、何を評価するのかということを確認にする必要がある。先ほどの私の発言のように広範囲とはどこまでなのか、何を評価するのか。要するに全体に障害があってははいけませんよというのは言葉としては分かりますが内容が不明です。川内村イメージ戦略は非常によく分かりますし、我々もそういう村の生き方があるというのは尊重すべきだと思いますけれども、その上でなおかつ、例えば審査会として、これらのイメージというのは、今、委員からお話があったように、事業者に対してこれらのことを知事意見として発信したとき、事業者が知事意見をもらった後に、これで何を評価したらいいのか分かるような案でないともまずいのではないかという意見ですよ。だから、これは、土砂災害の問題とか、景観の問題とか、それから水質保全の問題とかというふうに分けたときに、何を具体的に評価すればいいのか明確化していますか。

(事務局) 回答が同じような趣旨になるかもしれませんが、今、事務局から御説明しましたとおり、私どもとしましても、川内村のほうと、よく相談しなさいよと、事業者に対して、まずそれを強く言いたいなという気持ちがあります。それと、今お話をいただきまして、実際の文言の表現につきましては、申し訳ございませんが、再度内部で考えさせていただきたいと思っております。

(議長) いや、むしろこの審査会の課題として責任持って、この文言がどういう内容なのかを確認しておく必要があると思ったのです。

だから、例えば次の(7)番についても、「必要に応じて事業特性を踏まえて適切な環境要素を追加すること」とありますが、この審査会としてまとめたときに、事業者は何を追加すればいいのか。今回の話の中で個別的に見ると、事務局が説明された中では電磁波障害とか電波障害などという、具体的な部分があります。ところが、総括的事項という形でまとめてしまうと表現の内容が何でも入るということになってしまうので、言い逃れができる案になっている。

それではちょっと無責任なので、そういう点からいえば、むしろこういうことなのだよ、ということをも明確に伝えるという審査会の努力も必要なのかなという感じがいたします。今後、事務局とともに一緒に考えていけばいいのかなということですよ。

(委員) 表面に出ないと、あやふやで、確かにこちらとしては都合がよいのですが、これは実際どういう意味ですかと問われたときに明確な答えができないような表現ではやっぱりいけないわけですよ。

(議長) まずいわけですね。やはり、どういうふうに分けするのかという、分けの仕方なのですよけれども。いかがいたしましょうか。

(事務局) 頂戴しました御意見につきましては、可能な限り、既存のいろいろな科学的な知見を集めます。それを踏まえまして、やはりある程度客観的に、具体的に書けるものは書くようなスタンスで作っております。ただ、一方で、科学的にはその影響は、我々の調べた範囲では明らかになっていない、ただ不安がある、恐れがあるといったものに関してはなかなか具体的なものとして取り上げにくいということがございまして、このような総括的な事業特性を踏まえた適切な環境要素といった中で一旦まとめさせていただきまして、ただ、事業者に対してこの知事意見書を渡すときには、そういった内容まで具体的に説明をして、今現在も渡しております。そこでの事業者に対する、意図は伝えるようにしながらやっているところであります。

(議長) この辺のところ、表現として、事業を進めていく上で重要です。川内村の住民の人たちと、それから審査会と事業者との三者の関係の意思疎通できる表現が必要です。表現があいまいですと意思疎通を阻害しかねない問題が残ってきますので、表現を適切にすることも重要です。これは今後の努力目標ということで、ぜひお考えいただいて、我々も自ら勉強してやっていきたいと思っております。取り敢えずは今回、そういうちょっと不確定な要素も含みながら、なおかつイメージ戦略ということに絡んでいけるような包括的な内容を含んでいる、というふうな理解をして、今回の知事意見に盛り込む内容の案として御理解いただければと思っております。

よろしいでしょうか。御指摘はもっともなのですが、内容等については網羅されていると思っております。

いかがでしょうか。その他ございますでしょうか。どうぞ。

(委員) 小さなことですが、それらに関連して、一番最初の5分の1頁の一番下のところに「保水力低下と汚水の流出による生活用水への影響」と書いてありますよね。もうこれでいいのだと思うのですけれども、今度は5分の3頁にいくと、上から3行目の(2)水環境についてのア、そこから7行目ですか、「ま

た、設置等工事での濁水防止対策を具体的に」と、濁水のほうが、私はこの意味が近いと思いますし、その次に、5分の4頁にいきますと、カのところは、「濁水、pHの変化等による影響が懸念される」、みな同じようなことが書いてあるのですけれども、「汚水」として表現するのか、「濁水」で統一しておいたほうがきれいな文章になるのかなと思います。これは内容に関してではありませんがどうでしょうか。

(議長) ここは多分、川内村の意見書に象徴されていると思うのですが、「濁水」のほうが基本的には適切ということで、修正してよろしいでしょうか。

(事務局) 対応させていただきます。

(議長) 汚水については、委員の意見にも、浄化槽とかの関係が書いてありますので、それなりに川内村からの意見は含まれていると思いますので、ここは「濁水」という形にしたいと思います。

(委員) 質問と意見、どちらにもなるかもしれませんが、一つお伺いしたいのは、総括的事項についての1の(5)ですが、そこに文章としては、風車管理棟云々とあって、いわゆる工事のために道路を拡幅したり、それから林道を増設したりと、そういうことが、これはつまり今の自然の状態を改変するわけなのですけれども、問題は、改変した後、その道路、この場合、道路に限って言うてもいいと思うのですけれども、状況が非常に山の起伏の複雑なところですから、かなり屈曲というか、蛇行する道路が多いので、そういったところの、いわば道路とそれから法面といいますか、そういったものの管理、メンテナンスといいますか管理・維持、そういったところはどこがやることになるのでしょうか。村道であれば、これは村でしょうね。事業者がそこまでやるべきだとは、大半はやるべきなわけですが、そういったところについてもやはり触れておく必要があるのではないのでしょうか。つまり、工事中、工事期間中、こういうふうな、共用後といいますか、工事が終わった後でも、やはり新しくできた法面とか何かというものは不安定ですから、そういったものの維持などをどこかで評価していく必要があるというふうに思います。だから、総括的事項の1の(5)でもいいし、あと、今、委員がおっしゃった水質、河川のほうでも構いませんが、いずれにしても、現状を細かく改変していくところの、その後の何かフォローアップについてですね。

(議長) ありがとうございます。工事中の、稼働方法については盛り込まれてはいるのですが、稼働後の不安定になった地形とその維持管理というのは、これは基本的には村道の周辺だったら村の役割になるわけですね、基本的には。

(事務局) はい、そうなるかと思えます。5分の2ページの中ほどに事後調査と

いうところがあるのですけれども、ここのところに具体的に設置工事後の状況の事後調査というところで御意見を加えさせていただければと思います。

(議長) 稼働後の管理・維持といったらいいのですかね。開発地域の管理・維持ですね。今、事務局からあった話は、総括的事項についての1の(9)のア、イ、ウの次に新しい項目を設けて、そういう趣旨で挿入することでもいいのですね。

(事務局) ここの中の、もちろん、こういう形で追加をさせていただきたいと思います。

(議長) その他ございますでしょうか。もし御意見等がなければ、一応、「環境影響評価方法書に対する知事意見に盛り込む案」という形で、今までの御議論を踏まえて御承認をいただきたいと思います。

全体を復唱しますと、5分の1頁の(6)の「汚水」のところを全体的に「濁水」に統一するという話ですね。

それから、御意見のあった、これらについての評価については、審査会のひとつの評価の書き方として、課題として今後検討していくということで、取り敢えず今回の中身についてはこれで認めていただきたいというふうに思います。

それから、委員の御意見にありました、いわば開発したところ、あるいは盛土したところというのを決めて、その事業実施後の管理・維持というものをどうするかという項目を追加するということですね。

それから、5分の4頁のところについていうと、委員の御意見にありましたオのところ、コウモリ類の調査は「周辺のコロニー分布情報を集める」という、それを入れる。「生息状況を的確に把握できる頻度等を選定すること」に「調査」というのを入れて「調査頻度を選定すること」という形でその文章は修正する。

それから、(6)の人と自然との触れ合い活動の場についての「人々に対する影響」というところですけども、ここについては、あくまでも修正をするというよりは、訪れる人を対象に環境影響評価をするという形で確認していただくということが、追加という形で出された御意見かというふうに思います。

それ以外に何か修正等があればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうで、今の意見を踏まえた上で知事意見に盛り込む内容案を修正していただいて、一応一通り、この「(仮称)CEF黒佛木ウインドファーム事業環境影響評価方法書に対する知事意見に盛り込む内容」として御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(議長) ありがとうございます。では、以上で知事意見に盛り込む内容案に対

する審議が終わりましたので、次の議事に移りたいと思いますが、他に御質問等ございますでしょうか。折角の機会ですので、もし何か審査会の話であれば御発言ください。

(委員) 参考資料2の事業者の見解中、環境影響評価項目の選定のところに「標準項目」という言葉が使っている。これは「参考項目」という表現ではないか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 埋蔵文化財について教えていただきたいのですが、埋蔵文化財というのは、多分、環境サイドでは拾い上げないと思いますが、教育委員会のほうで担当するのでしょうか。例えばここで環境について行う審査というものを、文化財的な価値について審査する機関も恐らくあると思うのですが、それは基本的にどうなっているのでしょうか。

(事務局) 我々の庁内連絡会議のメンバーに教育庁も入っていただいております。文化財の担当課も入っております。ですから、先生方からいただいた御意見等は向こうにも話が伝わりますので、文化財の視点では別途審査を行っていると思います。

(委員) ということは、別々にやっているのではないのですね。

(事務局) はい。

(議長) よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

(委員) この案件だけについてではないのですが、最近、新聞などの風力発電の記事に必ず出てくるのが、低周波音の問題でありまして、非常に大きく取り上げられてきていますよね。それで、実際のところ私も勉強不足ですが、まず、低周波音というものが実際どのくらいの距離まで影響が及ぶのか、動植物についての研究というのは私も余り見たこともないのですが、できれば最新の知見、私も勉強しますが、県としても、これからはどうしても風力発電事業においては議論されてくる事柄だと思いますので、やはり最新の知見の収集を忘れないでいただきたいと思います。

(議長) ぜひ、私たちも勉強しなければなりませんので、低周波音の研究というのは、今どの辺まで進んでいるのでしょうか。最新の低周波音の話題を提供していただけませんか。

(委員) 通常、今までの常識としては、恐らく、測っても数値として現れてこな

い。通常、数値として現れてこなければ影響がないのではないかという形で処理していると思うのです。それが現実に数値に現れてこなくても影響を訴える、そういう人がいると。だから、それは果たしてどういう理由でなのでしょうかと、いうところが、やはり、まだ明確になっていないところだと思うのですよね。

(委員) でも、人に影響があるのだったら、やはり動物にだってあるのではないかなという気はしますよね。

(委員) 動物への影響となるともっと難しいですね。

(委員) そうですね。もちろん私たちも勉強しなければいけないのですが。

(委員) かなり強い、人間についても明らかに、身体的にあるいは精神的に影響があると思われるレベルのものは、もちろん動物にも影響がある。あるいはそれを浴びれば行動に現れますから。だけれども、ほとんど、その影響が、レベルが小さいものは、果たしてそれはどこまで影響しているのかというのは、ちょっと今の段階では明確に答えられないような状況だと思います。

だから、それで、現実にそういう状況があるので、環境省のほうで取り敢えずは外国のデータを集めましょうと。恐らくいろんなところで低周波音の、そういった場合、どうしてなのかというような研究も、明確にはどこでどういう研究をしているかというのははっきりしていませんけれども、恐らくそういうようなことも進められていることだと思います。だから、今の御質問なのですが、それはちょっと、というか、説明してくださいといってもなかなか説明ができないのが現状だと思います。

(事務局) 国の動きについてなのですからけれども、我々、環境省のほうに、低周波音に関して実態はどういう状況なのか、そしてまた、それに対する対策なり、今お話しにでました距離とか、そういったことも含めてちょっと聞いておるのですけれども、結果的にはまだよく分からないと。ただ、実態調査が始まっています、昨年度は2箇所、ちょっと違うかもしれませんが、千葉県とそれから愛媛県というふうに聞いているのですが、その2箇所で調査をしましたが、ただ、結果はうまく解析が難しいようなデータだったと。今年度も引き続き実施するというふうに聞いておりますので、そういった具体的な情報について入手しましたら、先生方のほうにも御報告をさせていただければと思っております。

(議長) 分からないということが最新なのでしょうけれども、やはり、そういう障害があつてなかなか進まないということはたくさんありますので、その辺を注意して我々も発言しないといけませんね。ありがとうございました。

そのほか、折角の機会ですので御発言がありましたらお願いします。よろし

いでしょうか。

それでは、特になければ、これで本日の議事を終了させていただきたいと思
います。御協力ありがとうございました。

(事務局) どうもありがとうございました。

これもちまして、本日の「環境影響評価審査会」を終わらせていただきます。

以上